

# ルソー、ロベスピエールと一七九三年六月二四日の憲法

畑 安 次

## はじめに

### 一 九三年憲法に対するドゥサンシェールの評価

(一) 民主主義的性格

(二) 反自由主義的性格

(三) 反議会主義的性格

### 二 九三年憲法に対するアリモの評価

(一) 九三年憲法は反自由主義的憲法か

(二) 九三年憲法における権力分立原理の否定

(三) 九三年憲法における統治者と被治者の同一性

### 三 若干の検討

(一) ルソーの一般意思論と九三年憲法

(二) 九年憲法と九三年憲法

(三) ロベスピエールと九三年憲法  
むすびにかえて

## はじめに

憲法をめぐる人民の政治的苦闘の歴史として近代憲法史を捉え、特にそのような歴史的体験に欠けるわが国の今日の憲法状況を考えてみた場合、フランス革命期およびそれ以降の人権宣言や憲法は多

くの教訓を与えてくれる。とりわけ、本稿でとりあげる一七九三年六月二四日の憲法＝モンタニヤール憲法(以下、九三年憲法と略記)は、施行されることはなかつたにせよ、「人民の人民による人民のための政治」というデモクラシーの観点からすれば、フランス憲法史上特筆に値する。そのことは、大革命末期以降の多くの政治的動乱期において、同憲法が必ずといってよいほど想起されてきたという歴史的事実によって証明される。一七九六年のいわゆる「バブーフの陰謀」、一八四八年の一月革命、一八七一年のパリ・コミューン、一八七五年憲法＝第三共和制憲法下での人民の政治行動、一九四六年の第四共和制憲法制定をめぐる政治状況等、いずれをとつてみても九三年憲法が不死鳥のごとく蘇っている。

しかし、フランス憲法史および憲法思想史上における九三年憲法の意義については、いまだ定まつた共通理解が得られているとはいがたい。それゆえ、九三年憲法については、フランス革命の全体構造との関係で、同憲法の人民主権原理や社会権原理をフランス憲法史上にどのように位置づけるべきかという問題をめぐって、わが国でも憲法学・憲法史学の観点から精力的な検討が続けられている。九三年憲法の憲法史上の評価はフランス革命の全体構造を踏まえて

八

なさるべきこと言うまでもないが、そのような作業は本稿の力量をはるかに超えている。

けるアンデル・エウサンシエール＝フェランディエール (André-Émile Ferrandière) の一九三六年時点での評価であり、今ひとつは、戦後の一九四六年四月一九日に議会において採択された憲法案にたるもの、五月五日のレフアレンダムによって否認された憲法案に関連づけて展開されているアルベルト・ブリモ (Albert Brimo) の一九四八年時点での評価である。<sup>(4)</sup> 二つの評価は、わが国ではいままで紹介されていないけれども、九三年憲法の憲法史上的意義を考える場合、今日でも見落すことのできない論点を含んだ先駆的業績であるといえる。<sup>(5)</sup> したがって、はじめにそれらの概要を紹介し、そのあと本稿の課題にひきよせて若干の検討をしてみたい。なお、紹介部分の項目と脚註は、内容の整理と補充のために本稿が付したもののであり、カッコ内の数字は原文のページを示す。

九七三)、植口謹一「フランス革命憲法における主権思想」同志社法学四五号  
一百以下、「フランス革命憲法における半直接民主政」同志社法学五五号一頁  
以下、高野直治「フランス憲法における代表民主制の展開」尾道短大研究紀要  
一五五一頁以下、「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」  
尾道短大研究紀要一六三三頁以下、「同再論」奈良教育大紀要（人文社会科  
学）一九卷一号一一一頁以下、柳春生「フランス大革命の憲法における人民主  
権の問題」(一)九州大法政研究三四卷五・六号二三頁以下、同四〇卷一号一一  
三頁以下、辻村みよ子「フランス一七九三年憲法とジャコバン主義」「ラン  
ス憲法とジャコバン主義」研究一(一)(二)(三)同成城法学一六(一頁以下)、一八  
(一〇五頁以下)、一〇(一〇一頁以下)、一二(一五一頁以下)（一九八四）一  
九八六年)等参照。

◎ André Decencière—Ferrandière, La Constitution de 1973. (*Cahier du Centre d'Etudes de la Révolution française*, 1936) ねえ、りはせんかねハル  
ハールが「トトハベキ皆様紙ヤハタ」の説を述べて行った時源にあら、や  
の後波の憲法論集 *Mélanges A. Decencière—Ferrandière*, préface de M. G.  
Gidel, Paris, Edition A. Pedone, 1940 と並んでその「本筋」たる問題書  
として注目された。

◎ Albert Brimo, A propos de la Constitution Montagnarde du 24 juin 1793  
et des deux conceptions de la démocratie. — *Mélanges dédiés à M. le  
Professeur Joseph Magnol, doyen honoraire de la Faculté de Droit de  
Toulouse*, Librairie du Recueil Sirey, 1948.

④ 「公法学者たるに問うて云ふべし」の大部の者は、一七八九年の人権宣言  
おもむく一七九一年憲法におじやしか眼を向ける。大革命期の他の憲法より  
わけ一七九三年憲法は、彼らによつて背後に廻るやふれで云ふ。」と云ふナハ  
ハールが指摘してゐるが、彼のこの論述の時点までは、九三年憲法が

トトハヘリ過渡研究類たゞはるにあ本格論  
Decencière—Ferrandière, *op. cit.*, pp. 47—48.

① 杉原泰博『國民主権の研究』(一九七一)、『人民主権の史的展開』(一九七八)、『國民主権の史的展開』(一九八五)、樋口陽一『近代立憲主義と現代國家』(一九九二)

## 一 九三年憲法に対する評価

ムーサンシエールは、一七九三年六月一四日の憲法が「唯一のすぐれた憲法」(la seule bonne Constitution)であるとの断定でもってその講演をはじめとしている(47)。彼によれば、いのちの断定は多くの研究者の間もと慣例を惹起するであろうが、一七九三年當時の人々からすれば極めて当然のことである。同憲法に先立つ一七九一年憲法の反民主主義的性格はログスピエールによって告発されたが、要するに一九三年憲法は、ブルジョワジーが自らの利益のために人民による革命の成果をかすめとることをねらうとしていたからである。かくして人民は九年憲法を破壊せしめ、やがて一九三年五月三一日～六月二日の中政变により、「金持ちだけが充分な余暇を有する」として國事に専念することができるような政治生活のあり方を市民に要求せしむるハロン派の「自由平等の憲法構想」(un plan de Constitution «liberté et égalité»)を打倒したのである(48)。九三年憲法はあまりにも急いで議論され採択されたとはいへ、その準備はジャコバン・クラードでの議論によつてなされてゐた(49)。同憲法は施行されなかつたとはいへ、それを生みだした力 (forces) はつねに生もつけており、國家の改革が問われる時期には、同憲法は現実性をおびてくるのである(50)。

### I 民主主義的性格

ムーサンシエールの九三年憲法に対する評価は、フランス憲史における「唯一のすぐれた憲法」という点にあるが、その具体的な内容は、同憲法が「民主主義的である」と同時に反自由主義的であり、反議会主義的である」ということである(51)。民主主義的であるところの根柢は、同憲法が採用してゐる普通選挙制(四条)である。これらに同憲法は、普通選挙制を効果的なものにするための諸方策をも講じてゐる。普通選挙制は、ややもすればボナパルティズムに転化する危険性を有してゐるからである。九三年憲法はこの危険性を踏まえて、「主権を算定するあらゆる個人は、自由人によつて直ちに死刑に処せられねばならない」(同憲法人権宣(52)七条)と規定する。しかも同憲法は、権力を「非人格化」(dépersonalise)せんとする醸窟を示してゐる。すなわち、行政権を県の選挙集会(les Assemblées électorales de Département)によつて準備されたリスト(53)に立法院によつて選出される一四名から成る執行評議会(Council exécutif)に數せられてゐる。一方で立法府に従属せしめ、立法府もまた人民に従属せらる(54)。

しかしながらムーサンシエールによれば、民主主義が独裁制に転化する危険性となつて考へておかねばならぬのは、寡頭制(une oligarchie de minorités)=「主導する者たちの貴族制」(l'aristocratie des plus riches)への転化の危険性である。いのちの危険性は、第三共和国制の選挙区と議員定数の不均衡によつて投票価値の不平等によつて現に顕在化してゐる(55)。九三年憲法はこの危険性を認識してゐたがゆえに、一一一条件一一一条によつて全ての市民の投票価値の平等(l'égalité de la valeur du vote)を実現しようとする。すなわち、原理

的には人口四〇〇〇〇人に対しても議員は一人であり(111条)、人口三九〇〇〇人から四一〇〇〇人を擁する「第一次集会の連合体」(la réunion d'assemblées primaires)によって直接的に選出される(1111条)。いわゆれば、九三年憲法は、単に普通選挙制を採用してゐるだけではなく、それが独裁制もしくは寡頭制に転化するとのなごよう予防策を講じており、ドゥサンシェールはこの点に同憲法の民主主義的性格を見出せるのである(53～54)。

## II 反自由主義的性格

ドゥサンシェールによれば、九三年憲法は、人民の一般意思(la volonté générale)が独裁制もしくは寡頭制に帰着する」となく、真に効果的なものとなりうるようには諸方策を講じたのであるが、そのことから同憲法の反自由主義的・反民主主義的性格が出てくる(54)。いわゆれば、彼のいう「反自由主義的性格」についてみてみよ。自由主義的統治觀が、「弱い政府が改良の政府」という語に示されてくる」といっては多言を要しない。換言すれば、自由主義者にとって公法の根本問題は、統治者を制約する」とによって市民の「公共的自由」(libertés publiques)をいかに確保するかとなる点にある。したがって、国家が市民の問題(les affaires des citoyens)にどれだけ介入しないことらう」とが自由主義者にとっての「公共善」(le bien public)なのである。国家は、秩序を維持するところ限られた役割しかみ出してはならない(54)。

といふが、九三年憲法は、法律を人民の一般意思の表明として位置づけるがゆえに、國家行為が法律にもとづいてなされるかわり、

それをア・プリオリに制約しようとは考へない。そこには、ルソーに学んだジャコバンたちの「民主主義の德性」(la vertu de la démocratie)に対する信頼、すなわち一般意思による立法者が決定せらるべきとは正当で有益なものと見なされるところ推定がはたらいてゐる(55)。それゆえ、同憲法においては、一般意思の形成に参加する平等の権利こそが最重要の自由(=单数の自由《Liberté au singulier》)を意味するのであり、他の諸々の自由(les libertés au plural)はこれによって条件づけられる。平等・自由・安全および所有権に関する同憲法人権宣言の全ての規定は、一般意思の表明としての法律に従属するものであるところ意味に解されねばならぬ(55)。いのちに、「公的自由」の範囲と内容の決定は人民の意思に委ねられる」とから、同憲法では、諸権利の社会的保障(La garantie sociale des droits)は「国民主権」原理に求められてくるのである(人權二三三条)。したがって、人民の諸権利が侵害される場合には、蜂起(l'insurrection)は「最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務」となるのである(人權三三五条)。

いのちに、ドゥサンシェールは、普通選挙制=人民の政治参加への平等の権利——一般意思の表明としての法律の遵守——圧制に対する抵抗、という公式において九三年憲法の統治原理を捉えているのである。したがって、同憲法では、国家行為が一般意思の表明としての法律にもとづいてなされるかぎり、その国家行為をア・プリオリに制限しようなどとは考えられておらず、その点が自由主義的統治觀とは異なるといつてある。

ドゥサンシェールは、九三年憲法が権力分立原理を排斥し

ている点にも同憲法の反自由主義的性格があらわれているとする（56）。権力分立に関しては、「権力が権力を抑制する」というモンテスキューの理論が想起される。それは「諸個人の自由の保護についての苦心」のあらわれであるといふ点で、自由主義的精神の表明を考えることができる。ところが、ドゥサンシェールによれば、ジャコバンたちの唯一の気づかいは、法律の中に人民の一般意思をいかにしたら全面的に表明できるかという点にあるのであって、権力分立に同調するいかなる理由も彼らは見出していない。彼らは権力分立原理にかけて「諸機能のイエラルシー」(la hiérarchie des fonctions)とこう考え方を提起する（56）。やなわち、行政官 (les agents administratifs) は執行評議会 (le Conseil exécutif) に従属し、執行評議会は立法府 (le corps législatif) に従属し、立法府は普通選挙を通じて人民に従属する。裁判官も、人民によって選ばれ、しかも法律に服さねばならないことから人民に従属する。ドゥサンシェールは、このような「諸機能のイエラルシー」の構想を自由主義的統治原理とは異質のものであると捉える。

### 〔三〕 反議会主義的性格

ドゥサンシェールによれば、九三年憲法は民主主義への野心＝一般意思の優越性を確保せんとする配慮から、反議会主義的性格を伴っている（58）。それは、ロベスピエールを介して、一般意思は代表されないとこうルソーの思想を継承した結果である。たしかに、同憲法には「代表」(Représentant) という表現がみられるが、それは単なる便法にすぎない。いはば、「代表者」の意思是「代表され

る者」の意思と完全に同一ではありえず、人民は自ら選んだ議会を疑わざるをえないといふ前提がある。この反議会主義的性格は、同憲法における「人民による人民の直接政の諸制度」の中に表明されており、そのことが同憲法の最も注目すべき特色であり本質的な効能なのである（58）。

ドゥサンシェールは、具体的なものとして、同憲法の規定する「市民による法律の直接的採択」の制度を挙げる。それによれば、立法府が人民に意思表示する場合には法律によらねばならず、それらの法律は人民投票に付される。但し、同憲法はあらゆる問題について人民投票を求めているわけではない。そのようになるとすれば、「苦労するに値しない問題」で市民を悩ませ、結局のところ、国事に専念しうるだけの余暇を有してゐる富者の手に権力を委ねることになるからである。それゆえ、同憲法は人民投票に付すべき法律の対象となる事項と単なる議会のデcret (Décret) による事項とを区別している。しかし、重要なのは前者であり、タンタンの演説によつてその中に含められることになった「宣戰布告」などは注目に値する。ドゥサンシェールによれば、同憲法のこのような制度は、人民投票の優越性への配慮とそれによって必要以上に市民を害することがないようとの配慮とを調和させたものである（59）。

次にドゥサンシェールは、憲法改正に関する「人民発案」(l'initiative populaire) に着目する。九三年憲法は、過半数の県で、各県の第一次集会の一〇分の一が憲法改正を要求する場合には、立法府は国民公会 (Convention Nationale) の必要があるか否かを知るために共和国の全ての第一次集会を召集する義務があると規定して

いる。しかし、ドゥサンシエールは、「人民発案」の危険性を看過してはならないと指摘する。なぜなら、レフアンレンダム（人民投票制）は人民による権力の行使そのものであるとしても、アレビシット（人民発案制）はボナパルト的もしくはシーザー的独裁制へ移行する危険性を常に有しているからである。特に、完全に成熟していない人民においては、レフアンレンダムはアレビシットに方向転換する危険性を否定できない。ドイツはその一例である。しかし、一七九年憲法は「」の危険性に対して、「権力の非人格化」(la dépersonnalisation du pouvoir)と云う方策を講じているのであり、これは

イツ・ワイヤール憲法のなしえなかつた」とである。

なお、ドゥサンシエールは、一七九年憲法の反議会主義的性格を示すものとして、その他、人民の抵抗権に関する規定(人權宣告書第一五条)、一院制、議員任期の一年という短かさ(四〇条)、人民の受任者および代理人の犯罪に対する処罰規定(人權宣告書第一条)等をあげている(58~59)。

以上の講演を結ぶにあたり、ドゥサンシエールは次のよつて述べる。一七九年憲法の最大の教訓は、民主主義とは議会主義ではないところなど、民主主義は容易に反議会主義的なものにもなるのであり、それに民主主義に必要な補完物を人々が拒否する場合には、独裁制へも導かれるところ」とを明示している点にある。第三共和制下のフランスの政治的現実は、民主主義とは無縁のものとなつていい。それはフランス人民の多數派の優越性を保障していない。不公平な選挙制度は「金の貴族制」(une aristocratie de l'argent)を生み出している。フランス人民は一七九年憲法の原理に学んでくるが、

第三共和制は民主主義の眞髓である直接政の諸制度を欠いている。レフアンレンダムの不在は安全弁の不在を意味し、全ては爆発しそうな気配である。直接政への渴望はアレビシットによつて癒されるかもしれないということが懸念される。大部分のファシストは、自らの何たるかを知らないデモクラットである。ファシズムのこの危機の中で、フランス人民を圧迫している病根にとどめをさすためには、「九六年」にたゞもどらねばならない。(62)

① 一七九年憲法の選挙制度は、「能動的市民」と「受動的市民」の区別にもとづき、前者にのみ選挙権が認められる構造になつてゐる。当時のフランス成年男子(二十歳以上)七〇〇万のうち「能動的市民」は四三〇万と推定され、しかも、いわゆる「能動的市民」が第一次選挙集会において一〇〇人に一人の割で選挙人を指名するといふ。実際の選挙人は四万なし五万と推定される。Cf. Jacques Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 2<sup>nd</sup> ed., P. U. F., 1968, p. 76. 江村みよ子、「トーハンス革命期の選挙権論——半標準との交錯——」(橋論道七八卷六号五四頁以下)を照。

なお、第一次集会での選挙人たる資格は「能動的市民」たる資格よりも厳しく、被選挙人資格は銀一マール(五〇フラン)を要することから、ロベスピエールは「銀一マールのテクレを廃止する必要性について」(Sur la nécessité de révoquer le décret sur le marc d'argent, 1791)と云う演説において、八九年人權宣言に依拠しつゝ、①法律は一般意図の表明ではないのか、②人は権利において平等ではないのか、③人はすべて公務につくことができるのではないのか、④国民は主権者ではないのか、と問い合わせている。「フランスに居住する全ての人間は、フランス国民と呼ばれる政治社会の構成員である。すなわちフランス市民である。彼らは専物の本性と方民法(droit des gens)の第一義的な諸原理によつてそつなのである。」の資格に結びつけられ

る諸権利は、各人が有する財産にも、課せられる税金にも依拠しない。なぜな

る

- (民事裁判所の) 治安判事と公的仲裁人は、毎年選挙される。

第一〇〇条 (刑事裁判所の) 構成員は、毎年選挙会によつて任命される。

第五三一条 立法府は、法律を提案し、テクレを発する。

第五八条 法律案は、印刷され、提案された法律といふ名称でもつてすべての市町村に送付される。

第五九条 提案された法律の発送四〇日後に、過半数の県において、正規に構成された各県の第一次選挙会の一〇分の一が異議申立をしない場合には、法律案は承認され、法律となる。

第六〇条 異議の申立がある場合には、立法府は第一次選挙会を召集する。

第五四条 次のものに関する立法府の行為は、法律といふ一般的の名称もとに包含される。民事および刑事に関する法律。／共和国の通常の収入および支出の一般管理。／国有財産。／貨幣の純分、重宝、刻印および名称。／租税の性質、総額および徴収。／宣戰布告。／フランス領土の全ての併合な一般的区分。／公教。／偉人の記憶に対する公的名跡。

第五五条 次のものに関する立法府の行為は、テクレといふ特別の名称で示される。／陸軍および海軍の毎年の設置。／フランス領土上の外國軍通過の許可もしくは禁止。／共和国の港内への外国海軍の導入。／安全と一般的の安寧の処置。／公的教育と公共土木事業の毎年のおよび臨時的の配分。／全種類の貨幣の鋳造命令。／不慮の支出および臨時の支出。／一行政府一市町村、ある種の公共土木事業に対する地方的かつ特別の処置。／消防。／條約批准。／軍隊の総司令官の任免。／執行評議会構成員。／公務員の責任の追及。／共和国の一般的安全に対する陰謀の被疑者の訴追。／フランス領土の部分的区分におけるすべての変更。／國家賠償。

第六二三条 各県の選挙集会は、一人の候補者を任命する。立法府は、全國名簿にもとづき、執行評議会の構成員を選任する。

第五九三一年人権宣言第一条 社会の目的は、共同の幸福である。政府は、人々にかれらの自然的で、時効にからない諸権利の享有を保障するために設けられる。第二条 これらの権利は、平等、自由、安全、所有である。第三条 すべての人間は、本來的に平等であり、かつ法の下に平等である。

第六人権宣言第二十三条 社会的保障は、各人にその権利の享有と保持を確保するための、全ての者の行為の内にある。この保障は、国民主権に基づく。

第七人権宣言第三十五条 政府が人民の諸権利を侵害するときには、蜂起が、人民および人民の各部分にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務であるための、全ての者の行為の内にある。この保障は、国民主権に基づく。

④ 第六二一条 三四人で構成される執行評議会が設置される。

⑤ 第六二二条 各県の選挙集会は、一人の候補者を任命する。立法府は、全國名簿にもとづき、執行評議会の構成員を選任する。

⑥ 第六二三条 社会の目的は、共同の幸福である。政府は、人々にかれらの自然的で、時効にからない諸権利の享有を保障するために設けられる。第二条 これらの権利は、平等、自由、安全、所有である。第三条 すべての人間は、本來的に平等であり、かつ法の下に平等である。

⑦ 第六四二条 人権宣言第二十三条 社会的保障は、各人にその権利の享有と保持を確保するための、全ての者の行為の内にある。この保障は、国民主権に基づく。

⑧ 第六四三条 人権宣言第三十五条 政府が人民の諸権利を侵害するときには、蜂起が、人民および人民の各部分にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務であるための、全ての者の行為の内にある。この保障は、国民主権に基づく。

⑨ 第六四四条 第五三一条 立法府は、法律を提案し、テクレを発する。

⑩ 第六四五条 第五八条 法律案は、印刷され、提案された法律といふ名称でもつてすべての市町村に送付される。

⑪ 第六四六条 第五九条 提案された法律の発送四〇日後に、過半数の県において、正規に構成された各県の第一次選挙会の一〇分の一が異議申立をしない場合には、法律案は承認され、法律となる。

⑫ 第六四七条 第六〇条 異議の申立がある場合には、立法府は第一次選挙会を召集する。

⑬ 第六四八条 第五四条 次のものに関する立法府の行為は、法律といふ一般的の名称もとに包含される。民事および刑事に関する法律。／共和国の通常の収入および支出の一般管理。／国有財産。／貨幣の純分、重宝、刻印および名称。／租税の性質、総額および徴収。／宣戰布告。／フランス領土の全ての併合な一般的区分。／公教。／偉人の記憶に対する公的名跡。

⑭ 第六四九条 次のものに関する立法府の行為は、テクレといふ特別の名称で示される。／陸軍および海軍の毎年の設置。／フランス領土上の外國軍通過の許可もしくは禁止。／共和国の港内への外国海軍の導入。／安全と一般的の安寧の処置。／公的教育と公共土木事業の毎年のおよび臨時的の配分。／全種類の貨幣の鋳造命令。／不慮の支出および臨時の支出。／一行政府一市町村、ある種の公共土木事業に対する地方的かつ特別の処置。／消防。／條約批准。／軍隊の総司令官の任免。／執行評議会構成員。／公務員の責任の追及。／共和国の一般的安全に対する陰謀の被疑者の訴追。／フランス領土の部分的区分におけるすべての変更。／國家賠償。

⑮ 第六五〇条 第五九条 提案された法律の発送四〇日後に、過半数の県において、正規に構成された各県の第一次選挙会の一〇分の一が異議申立をしない場合には、法律案は承認され、法律となる。

⑯ 第六五一条 第六〇条 異議の申立がある場合には、立法府は第一次選挙会を召集する。

⑰ 第六五二条 第五四条 次のものに関する立法府の行為は、法律といふ一般的の名称もとに包含される。民事および刑事に関する法律。／共和国の通常の収入および支出の一般管理。／国有財産。／貨幣の純分、重宝、刻印および名称。／租税の性質、総額および徴収。／宣戰布告。／フランス領土の全ての併合な一般的区分。／公教。／偉人の記憶に対する公的名跡。

⑱ 第六五三条 第五九条 提案された法律の発送四〇日後に、過半数の県において、正規に構成された各県の第一次選挙会の一〇分の一が異議申立をしない場合には、法律案は承認され、法律となる。

⑲ 第六五四年 第五九条 提案された法律の発送四〇日後に、過半数の県において、正規に構成された各県の第一次選挙会の一〇分の一が異議申立をしない場合には、法律案は承認され、法律となる。

の二が、憲法の改正もしくは憲法の若干の条文の修正を要求する場合には、立法府は、国民公会の必要があるか否かを知るために、共和国のすべての第一次東洋を召集する義務がある。

(3) 一七九年のいわゆる「バーチーの陰謀」(La conspiration de Babeuf)を想起せられた。バーチーは、設立された「公安秘密統裁政府」(Directoire secret de salut public)に關してアオナロツティは次のようないぐれど、「公の本業の聖なる神聖な目的として労働と享樂の平穏(légalité des travaux et des juissances)を考えていた。そして、その点にのみ反乱の正当理由を見出していた」。一七九三年憲法に対する彼らの評価についていえば、彼らは、所有権に関する同憲法人憲章の諸条文の内に明確な欠陥を認めていた。しかし、「これらの欠陥にもかかわらず、秘密統裁政府は、次の二つの理由によって、共和主義者たちがこの憲法に付けてきた尊敬を保持する」とを決議した。その一つは、この憲法が国民に受け容れられてきたはとんど満場一致の承認であり、他の一つは、法律について審議するところ、それが自体神聖である人民の権利である。Buonarroti, *La conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*, Editions sociales, 1957, t. 1, p. 99 et s.

いぐれど、一七九六年におけるバーチー主義の政治田舎のひとつは九年憲法の復活が掲げられており、しかもそれは当時の人々の要求にそつものであった。ドゥサンシエールは、いぐれどにちなんで「九六年にもどかづ」というのである。

## II 九三年憲法に対するブリモの評価

周知のとく、第一次大戦後の社会党、共産党を中心とする勢力は、一九四六年四月一九日、議会において憲法案を採択するが、それは五月五日のレフアレンダムによつて否認される。ブリモによれば、この議会における採択を導いてきた議論で注目されるのは、フ

ランス憲法史のうちにマルクス主義的概念の先例を探らんとするマルクス主義諸政党の意図である(37)。彼らは、國家と法に関するマルクス主義的概念の先例を九三年憲法に求めようとしたのだが、そこには次のよつた二つの命題が前提されている。すなわち、第一に、九三年憲法は反自由主義的であり、したがつて社会主義的であるといへりと、第二に、九三年憲法は統治者と被治者の最大限の同一性(l'identification maxima des gouvernants et des gouvernés)を保障しているがゆえに、マルクス主義的民主主義の理想に合致するといへりと、これである。しかしブリモによれば、このよつた命題は九三年憲法の主要な諸規定に反するものである。同憲法はマルクス主義者たちの命題を肯定するものであると考へてはならない。たゞえ同憲法が統治者と被治者の最大限の同一性を實現するものであるとしても、その同一性はマルクス主義者たちの考へるものとは異なる(38)。

以上のことを論証するための手がかりとして、ブリモは、先にみたドゥサンシエールの講演録に着目し、次のように述べている。「はなはだニュアンスに富んだ……」論文において故ドゥサンシエール＝フェランディエール教授は、この憲法が……民主主義的であると同時に反自由主義的かつ反議会主義的であるといへりとを明示せんと努めておられる。三點からなるその論証につづてまず第一に留意されべきは反自由主義的といふ術語であり、この術語からいの憲法が社会主義的であると結論するに至るには……急いでほんのひと飛びするだけでよかつたのである」(37-38)いづしてブリモは、九年憲法に関するドゥサンシエールの論点に対しても批判的検討を加え

る。

### (一) 九三年憲法は反自由主義的憲法か

自由主義原理にとつて、公法の根本問題は、統治者を制約する」とによって人民の「公的自由」を確保する」とにある。人民はその諸権利の一部を国家に譲渡するが、それは、そつする」とが全ての人々の権利の保護と保持のために必要だと云うかぎりのことである。したがつて、国家はその限界を超えて諸個人の権利を侵害することはできず、政治的少数者の諸権利をも尊重しなければならない

(39)。ブリモによれば、「のよくな自由主義の原理」「一七八九年

の理想」に対し、ルソーやサンシエールは九三年憲法の理想を対置し、自らの命題の支柱としてルソーおよびロベスピエールの憲法思想とその帰結としての同憲法人権宣言を援用する。ルソーが人民主権論・一般意思論を説いたことは事実である。しかし、そのことは、ドゥサンシエールが「のよくな」国家行為が法律を通じてなされるべきかぎりその行為をア・プリオリに制限すべきでない」ということを意味するであろうか。これがブリモの反論である(40)。「の反論の論拠として、ブリモはルソーの社会契約論・一般意思論を分析する。

ブリモによれば、ルソーの哲学が自由主義者たちの哲学と異なるのは自然権の内容やその超合法性 (la superlégalité des droits naturels) に關してではなく、その実証的源泉 (leur source positive) に関するである。「自然権の実証的基礎は一八世紀の哲学者たちにとっては、それらの権利の価値と内容を明確に認識し、それ自体として正義の理想についての意識をもつたことが充分可能な人間理性のもものである。それゆえ、市民たちと主権者とのそれぞれの諸権利を區別

内に存す」(41)。したがつて、理性的個人の総体である政治社会は、それ自体として「自然権の道程」(le chemin des droits naturels)を見出すのであって、その自然権を導くべく国家が関与する必要はない。これに対し、ルソーは自然権に関する王室主義的理論 (la théorie volontariste des droits naturels) を対照する。ルソーにとって、個人は自己の利益の実現と云ふ目的しか求めない。「したがつて、国家は一般的利益 (l'intérêt général) の追求、諸々の自然権の実現において個人にとってかわるのであって、そこから社会契約の必然性、一般意思の優越性の主張が生じてくるのである」(41)。

しかし、ルソーの社会契約論・一般意思論を「のよくな」解するからといって、ブリモは「の」における一般意思の優越性=国家の優越性から「人民絶対主義」(l'absolu populaire) が導き出されるところではない。ブリモによれば、「の」一般意思是多数者の無条件的意思ではなく、「公共善」(le bien commun) の探求における唯一の意思であり、全ての人々の自由と平等を各人の自然権に調和させようとする集団的努力 (un effort collectif) である(41)。その根拠として、ブリモは、「主権の限界について」と題する『社会契約論』第一編第四章の次の二節を引く。

「自然が、そのすべての手足に對する絶対的な力を各人に与えているように、社会契約は、そのすべての構成に對する絶対的権限を政治体に与えるのであって……この権限こそが一般意思に沿かれて『主権』といふ名称を有するのである。」

しかし、われわれは、この公的人格のほかに、それを構成している私人たちのことを考えなければならない。後者の生命と自由とは、本来、前者とは独立のものである。それゆえ、市民たちと主権者とのそれぞれの諸権利を區別

また市民たちが臣民として果さねばならない義務を、人間として享受すべき自然権から充分に区別する必要がある。」

それゆえ、ブリモによれば、ルソーの政治哲学においても、個人の独立性は明らかであつて、彼の一般意思論から「人民絶対主義」を導き出すことはできない。ルソーにあっても、「自由主義者たちにとって本質的な点である少数者の権利尊重の原理は、より一層正確に提示されるのである。」(41)「自然権の諸原理の探求、少数者の権利尊重といったことは、ルソーにとつては民主主義的国家の目的であるのだが、それこそ自由主義的国家の理想ではないだらうか。」

(42) 九三年憲法はこのよくなルソーの政治哲学を灌漑するものであつて、「同憲法のイデオロギー的基礎は、ルソーの社会契約論の中にしか見出すこととはできない。」(42)それは、ロベスピエールを介して同憲法に結実したのである。(42-43)したがつて、同憲法人権宣言第三五条所定の他の人権の帰結としての抵抗権は、「少数者に対する原理的保障」として考えねばならない。「ほとんどの自由主義者たちは、かくも幸いな、かくも堅固な公式が（九三年憲法に）あるにもかかわらず、少数者の権利を想起してこなかつたのである。」(44)要するに、九三年憲法においても國家権力に対する個人の人権擁護とりわけ少数者の権利保障という自由主義的原理は明確に読みとれる、というのがブリモの見解である。

なお、これに関連して問題となるのは、同憲法における教育を受ける権利、労働権、救済を受ける権利といった社会権(droits sociaux)の評価である。それは、同憲法が社会主義的なものであるか否かという評価にもかかわるものである。ブリモによれば、一七

八九年の人々にとつて社会権は国家の「単純な義務」(un simple devoir)であつたのに對して、一七九三年の人々にとつては国家の「実定的義務」(une obligation positive)であるという認識方法の相違はある(45)。しかし、九三年人権宣言の起草者たちは、その時点では、社会権が新たなものと思われたがゆえにこれを強力に想起させたのである。その意味では、九三年人権宣言は一七八九年の個人主義的、自由主義的原理を否定するものではなく、それを拡大するものである。九三年の宣言は、ただ、一七八九年宣言の諸欠陥を補充したにすぎない(45)。したがつて、九三年憲法を、そこにおける社会権規定に着目して、社会主義的憲法であると見なすことはどうでない。

さらに、ブリモによれば、九三年憲法の社会主義的傾向の根柢としてロベスピエールの人権宣言草案が援用されるが、同草案における「法律による所有権制限」の規定は「巧妙な政治的術策」(une habile manœuvre politique)によるものである。ロベスピエールは、ジロンド派の憲法案に対する人民の信頼を失墮させんがために政治的術策として「左翼主義」(le gauchisme)をとつたにすぎない。それが証拠に、六月二日以降ジロンド派の勢力がおどろえるや否や、モニタニヤールは「土地均分政策」(l'agrarisme)を放棄したのである。かくして、九三年憲法人権宣言第一六条は、所有権制限の觀点をはなれて、「所有権は、自己の財産、収入、労働と産業の成果を、任意に享受しがつ処分しつるところの全ての市民に属する権利である」と規定したのである。そこにはロベスピエールの人権宣言草案の何らの影響も見出せない(45-46)。「一七九三年の人々は、富める者、

貧困な人民からの搾取者に敵対的ではあったが、彼らは社会主義のハーベ (socialisants) ではなかつたのである。」(46)

## (二) 九三年憲法における権力分立原理の否定

アリモによれば、九三年憲法が「権力分立」(la séparation des pouvoirs)を否定したことは事実であるが、同憲法の起草者たちは自由主義者と同様にその必要性を経験してきていたのである。したがって、彼らは、「権力分立」を、それと同価値を有している「機能の分割」(une division des fonctions)として考えたのである(45)。たとえば、ロベスピエールは「権力分立」をムグマであると考へ、「権力の分割」(la division des pouvoirs)を提起してくる。しかし、ブリモによれば、このロベスピエールの立場を理解するためには、「権力分立」に関する自由主義的概念には二つの異なる思想が含まれてゐることを考えてみなければならない。すなわち、第一に、立法権と行政権とは異った政治的起源を有すべきであり、そもそもなければ「人民議会の独裁」(la dictature de l'assemblée populaire)に帰着するところ(46)と、第二に、諸権力のつかには、担当業務の技術的分割 (la division technique des tâches) の観念に対応する「機能の分割」が存すべきであるところ(47)である。ロベスピエールは「人は善良である」として人民に信頼を寄せ、人民主権原理を重視することから、民主制においては異った起源を有する二つの権力を容認することはできない。したがって、彼は、右にみた自由主義的「権力分立」思想の第一点を厳しく批判するが、そのことは第二の思想を一層神聖化する」とになつてゐる(47-48)。

ブリモによれば、ロベスピエールは「敵対する諸権力」(les pouvoirs ennemis)として「古典的な自由主義の「権力分立」の公式に對して、分化され階層化された複数の機能を有する單一の権力という考え方を提起する(48)。そのイエラルシーを図式化すれば、それ自体で権力である客觀法 (le droit objectif)——唯一の政治的権力である人民の権力 (le pouvoir populaire)——立法権——行政権といふことになる。ブリモは、ロベスピエールを介して、九三年憲法の権力構造をいのうに解して次のよつて述べる。「民主主義とは、『人民の、人民のための、人民による政治』(le gouvernement du peuple, pour le peuple, par le peuple)である。政治的自由を保障せんがために、自由主義者たちは人民の自由といふ術語を強調するが、一七九三年の人々は人民の政府といふ術語を強調する。」(48)このようないい考え方は、多數者の独裁へと議會を導き、少數者に対する圧制をまねく危險性があるが、九三年の人々にはそのよつたことはさかも考えられなかつた。なぜなら、「彼らの制度は一般意志に対する信用証書であり、それは全能の存在に対する宗教的信条である。」からである(48)。ブリモによれば、そのことは彼らの事業を歴史的なペースペクトイヴにおいて捉えれば明らかである。すなわち、彼らは、幾世紀にもわたつて人民を苦しめてきた絶対君主制の後での圧制があるなどとはおもともみない。彼らにとつては、階級闘争ではなく、さほど多くはない特權階級と人民との闘いをこそ云々する必要があつたのである。したがつて、彼らの誤りは許容されるべきものであり、大いに寛大視されるべきものである。「人民は、自由、

平等、権利に飢えていたのである。その人民がそれらの諸権利を侵害するなどと、どうして考えられよう。政治的には、人民はそれらのもの（自由・平等・権利）によってしか存在しえないのである。

(49)

このような考察にもとづき、ブリモは、「権力分立」にかわる「権力分割」＝「機能の分割」という九三年憲法の概念は、神秘的であるとはいえ時宜にかなつていたのであって、そこになお自由主義的立場を認めうるとする。(50)

### (三) 九三年憲法における統治者と被治者の同一性

ブリモによれば、民主主義の理想は統治者と被治者の最大限の同一性を実現することにあるが、これについては二つの選択が問われる。すなわち、被治者のための同一性の実現なのか、それとも統治者のための同一性の実現なのか、という選択である。前者のために憲法が考えられるすれば、選挙人の主権、直接政もしくは半直接政(*le gouvernement direct ou semi-direct*)に帰着する。それはジャコバン的国家観である。逆に後者の場合には、選出された者の独裁＝現代国家においては強力に組織された政党の独裁に帰着する。それはマルクス主義的国家観である。(50)

ところで、九三年憲法はブリモにとつても民主主義的な憲法であるが、彼によれば、同憲法は次の二つの根本思想にもとづくものである。すなわち、①一般意思は代表されないという思想、②立法権は権限(*un pouvoir*)ではなく機能(*une fonction*)であるという思想、これである(51)。一般意思是代表されないと云ふことから、九

三年憲法においては、議員は代表(*représentant*)としての資格を有さず、人権宣言と憲法の範囲内でしか行動しえない「人民の使用人」(*les commis du peuple*)でしかない(52)。ルソーおよびロベスピエールに負うこのような一般意思論は、同時に、一般意思は不可分であり、時効にかかるらず、譲渡されないという思想をも伴つてゐる。それゆえ、九三年憲法は、一般意思は不可分であるということから一院制を、時効にかかるるものであるということから立法府の任期一年制をとつてゐるのである。また、一般意思は譲渡されないということから、同憲法は一般意思を尊重させるための制度として政府を位置づけているのである(53)。ブリモは、その根拠として、九三年五月一〇日の国民公会におけるロベスピエールの演説の次の二節を引く。「政府は一般意思を尊重させるために制度化されるものであるが、しかし統治者たちは私的意思を有しており、しかもあらゆる意思は支配することを求める。もし統治者たちが、その備えている権力をそのように用いるならば、その政府は自由を喪失するのでしかない。」それゆえ、「あらゆる憲法の第一目的は、政府それ自体に対して、政治的および個人的な自由を擁護する」としてなければならない」(54)。

ブリモによれば、このような一般意思への政府の従属は、行政権に対する同憲法の不信を意味するものであるが、同様のことは立法権についてもいえる。なぜなら、選ばれた者の意思が一般意思と完全に一致するということはありえないからである。したがつて、同憲法においては、立法権は権限ではなく機能にすぎないのである。すなわち、統治はできるかぎり直接政であるべきだが、現実の不確

合を避けるために、立法機能のうちに特別の一機関（議会）が設けられる。「フランスの統治形態は、人民が自らなしえない全てのことにおいてしか代表政ではない」ということである。議員は人民の承認を仰ぐために法律を発案しなければならないことから本末的に受任者(mandataire)であつて、デクレに関してしか代表者ではない。しかも、憲法第五条に列挙されているデクレの事項はさほど重要なものではなく、今日どうところの「日常的行政事項」(mesures d'administration courante)にすぎない。憲法改正に関する発案権も人民に委ねられてくる(52)。要するに、議員は主権者人民の受任者であつて代表者ではない、」の意味で立法権は権限ではなく機能にすぎない。九三年憲法における統治者と被治者の同一性ところ、民主主義の原理は、被治者のための同一性の実現を志向するのである。

以上が、九三年憲法に対するブリモの分析である。しかし、彼の論文はこの分析を目的とするものではなる。」の分析によつて、一九四六年の憲法案を批判的に検討する」とである。しかし、それは本稿に直接かかわるものではないので、こゝでは縮約する。ブリモによれば、一九四六年の憲法案は九三年憲法とは対照的であり、両者の間には大きな相違がある。「」の憲法は一つの目的しかもつてゐない。それは国家と民衆に対する諸政党の安逸な地位を保障する」と、換言すれば、統治者のため、選ばれた者のために、統治者と被治者の最大限の同一性を実現することである。(53) その」とは、憲法案の三つの規定を見るだけで明らかである。①議会の任期五年。②極度に制限された直接民主政——レフアレンタムは憲法改正に関してしか行われず、しかも人民はその発案権を有しておら

ず、端役を演ずるにすぎない。それは諸政党のプレビシットに等しい。③政党中心の選挙制——政党が候補者指名に關する独断的権限を有するのであり、選挙人は政党によつてその地位を奪われてゐる(54—55)。以上の」とから、ブリモは次のよつにまとめてくる。「一七九三年の制度には、人民に対する絶対的信頼がある。それゆえに、人民の意見は代表されないのである。一九四六年の憲法においては、人民に対する何らかの不信がある。あたかも人民が固有の理性的意思を有する」とができないか、自らの利益の判断者ではありえないかのようである。人民の意見は代表されないと、うルソーの公式とは何とかけはなれてくる」とか。(55)

## 註

① cf. Georges Berlia, *Le projet de Constitution Française du 19 avril 1946. Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, t. 62, 1946, pp. 209—250.

② J.-J. Rousseau, *Œuvres Complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, t. III, pp. 372—373. 著者訳：前川喜次郎訳『社会契約論』(朝文社) 四九頁。

③ なお、ブリモは、農地法を提案する者あるいは土地、商業、産業に関する所有権の破壊に関する法律を提案する者に対して死刑を科すところ(二月一八日のルヴァン・シーラー講演) (Levasseur) 提案のデクレが国民公会において満場一致で採択されたことを記述している。」のトクンについて、Archives Parlementaires, 1<sup>er</sup> série, t. 60, p. 292.

④ *Archives Parlementaires*, 1<sup>er</sup> série, t. 64, p. 429.

⑤ 一七九三年六月一〇日に公表された「トト・ハス人民の憲法案」を提案したHロー・ム・ヤン・ヒル(Hérault de Séchelles)の一般報告書の中の」記載。Archives Parlementaires, 1<sup>er</sup> série, t. 66, p. 258.

### 三 若干の検討

憲法とロベスピエールとの関係をどのように考えるべきかが検討されねばならない。

九三年憲法に対するドゥサンシェールとブリモの評価を踏まえ

て、ここではそれらに関連する若干の検討を加えてみる。すでにみたように、両者は九三年憲法の思想的背景をルソーに求め、同憲法をフランス憲法史上における「民主主義的憲法」と評価する点では共通している。しかし、ドゥサンシェールがルソーの一般意思論との関連で同憲法の反自由主義的性格を導き、一七八九年の人権宣言や九一年憲法の自由主義的な政治体制とは異質のものとして九三年憲法を捉えるのに対し、ブリモはルソーの一般意思論においても少數者の権利擁護の観点が充分に読みとれるとして、したがつてルソーの思想を継承した九三年憲法は八九年一九年の政治体制を貫いている自由主義的原理を否定するものではなく、それを継承するものであると考える。したがつて、両者の評価の分岐点は、ルソー的一般意思論をどのように解するかという点にある。この点がここでの第一の検討課題である。

次に、この検討を踏まえ、九三年憲法が八九年一九年の政治体制の延長線上に位置づけられるのか、それとも両者は異質の憲法原理にもとづくものであるのかという点が検討されねばならない。

最後に、ドゥサンシェールは九三年憲法をロベスピエールの憲法思想を介して捉えるのに対して、ブリモは九三年憲法の制定過程におけるロベスピエールの憲法思想の影響を認めつつも、それを「巧妙な政治的術策」にもとづく「左翼主義」として解しているが、同

#### (一) ルソーの一般意思論と九三年憲法

すでにみたことであるが、ドゥサンシェールによれば、九三年憲法は人民の一般意思が独裁制もしくは寡頭制に陥ることなく、あらゆる重要な問題に影響力を及ぼし効果的なものとなるようにならなければならぬ。そこでから同憲法の反自由主義的性格が出て来る。「一七九三年の人々は民主主義の徳性をはなはだ信頼しております……彼らは疑いもなく、國家行為が法律を通じてなされるかぎり、それをア・ブリオリに制限しようなどとは考えなかつた。法律を通じてということは、つまり一般意思に合致してということであり、それが保護するにせよ罰するにせよ、全ての者にとって同一である規則を通じてということである。」したがつて、「一七九三年人権宣言第四条が、法律は、社会にとつて正当かつ有益なことしか禁止できないことはできないし、また法律は社会にとつて有害なことしか禁止できない」と付言しているからといって、立法者に課せられた限界を……そこに見出すべきではない。むしろ、そこには立法者の決定する全てのことは正当で有益なものと見なされるという推定の確立をこそ見出すべきである。」

ドゥサンシェールは、この部分ではルソーを直接引用しているわけではないが、右の一般意思論がルソーのそれに負うものであると彼が理解していることは、その講演全体からみても明らかである。したがつて、ここで検討すべき問題は、①九三年憲法の制定者たち

が、「国家行為が法律を通じてなされるかぎり、それをア・プリオリに制限しようなどとは考えなかつた」のかどうか、②そのような考え方方がルソーの一般意思論に読みとれるかどうかである。

まず①について考えてみよう。九三年憲法においては、議会の提案する法律案は人民の承認に付されることから、人民の意思に反するような法律を通じて国家行為がなされるという恐れは、少なくとも理論上はありえない。しかし、同憲法第五四条が立法府の法律にかかる事項九点を列挙しているとはいへ、第五五条はそれ以外の多くの事項を立法府のデクレ事項としていることを看過すべきではない。すなわち、全ての国家行為が立法府によって提案され人民の承認に付された法律を通じて展開されるわけではないのである。また、同憲法が一般意思を重視していることは否定できないとしても、人民の一般意思と立法府の意思が常に一致するといった楽観論で貫かれているわけではない。それはドゥサンシェール自身も指摘していることでもある。たとえば、九三人権宣言第九条が、「法律は、支配者の圧制に対し、公的自由および私的自由を保護しなければならない」と規定していることにつき、彼は次のように述べている。「人民自身は圧制者たりえないのであるから、同規定は、人民の代表者たちの圧制にかかるものでしかありえない」と解しなければならない。同様のことは、第二三条で規定されている『他の人権の帰結』としての圧制への抵抗についてもいえる。」そうだとすれば、九三年憲法は、「国家行為が法律を通じてなされるかぎり、それをア・プリオリに制限しようなどとは考えなかつた」というドゥサンシェールの評価は、それ自体の内に矛盾を有しており、「ア・プリオリに」とい

う表現を考慮するとしても、同憲法が反自由主義的であるというとの論拠としては充分とはいえないであろう。

次に、九三年憲法を反自由主義的であるとする論拠をルソーの一一般意思論に読みとれるかどうかという②の問題について考えてみよう。ルソーの一般意思論へのアリモノの論及（それはドゥサンシェールに対する批判にもなっている）は、このこととの関連で注目される。周知のごとく、ルソーの社会契約論およびそれを貫いている一般意思論をめぐっては、相反する評価が展開してきた。すなわち、ルソーの社会契約論を全体主義的・絶対主義的であるとする評価と、逆に個人主義的・自由主義的であるとする評価である。前者の代表例として、ここではヴォーン(C. E. Vaughan)とデュギー(L. Duguit)の評価を引いてみよう。

「彼（ルソー）は……個人主義のみならず、個人人格の不眞天の敵である。彼にとって、個人は共同体の内に完全に併合され、その自由は国家主権の内に全面的に消滅する。」（ヴォーン）

『社会契約論』は、自由主義的個人主義に満ちあふれかつ国家権力を制限する基本的義務を世界に宣言している人権宣言の対照に立つものである。ジャン・ジャック・ルソーは、ジャコバン的専制主義とシーザー的独裁の父である。」

「ルソーの理論は、その出発点においては明らかに個人主義的なものであるが、それにもかかわらず最も完璧な絶対主義に帰着する。」（以上デュギー）

ヴォーンやデュギーと異なり、ドゥラテ(R. Derathé)は次のよう

「『社会契約論』第一編で問題となる『全面的譲渡』は、ヴォーンや多くの歴史家たちがそれに帰しているような絶対的意味をもちえない。この譲渡は返還を伴うのであるから、それは、社会によって確立された秩序の中で、個人に対してもその本質的な権利の行使を保障すべく設定された手段もしくは法的仮説でしかない。ルソーが考えているような社会契約は、究極的には、個人の利益に転換するところの補償の制度 (système de compensations) である。<sup>(7)</sup>

右のような諸評価を踏まえて、次にブリモのルソー解釈について考えてみよう。すでにみたように、ルソーの一般意思論を総合する九三年憲法は反自由主義的であるとするドゥサンシェールに対し、ブリモは、ルソーの社会契約論において、「自由主義者たちにとって本質的な点である少数者の権利尊重の原理は、より一層正確に提示されうる」と主張する。その論拠の一つは、すでにみた「主権の限界について」と題する『社会契約論』第二編第四章の一節である。すなわち、社会契約は社会の全構成員に対する「絶対的権限」<sup>(8)</sup>一般意思に導かれた主権を「政治体」にあたえるが、個々の構成員の生命と自由は本来的に独立のものであるとする一見矛盾するかに見える一節である。この一節に着目したブリモは、「この一般意思是、今日われわれが理解しているような人民絶対主義すなわち《多数者》の無条件的意志ではない。それは《共同善》の探求における唯一の意思であり、全ての人々の自由と平等を各人の自然権に調和させようとする集団努力 (un effort collectif) である」と解釈する。ブリモのこの解釈は一九四八年時点でのものであるが、それは最近の彼の主張においても変っていない。

ところで、私は、ルソーの社会契約論・一般意思論を考察する場合には、先にみた「主権の限界について」と題する第二編第四章を、「全面的譲渡」に関する第一編第六章との関係で捉え、さらにそれらを総合するものとして第一編第八章を分析すべきであると考える。

「この（社会契約の）諸条項は、正しく理解すれば、すべてが次のただ一つの条項に帰着する。すなわち、各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして、全面的に譲渡することである。」（第一編第六章）

「社会契約によつて各人が失うもの、それは彼の自然的自由 (liberté naturelle) と、彼の気をひき、しかも彼が手に入れることのできる一切についての無制限の権利 (droit illimité) であり、人間が獲得するもの、それは市民的自由 (liberté civile) と、彼の持つているもの的一切についての所有権 (propriété) である。」（第一編第八章）

すでにみたように、第二編第四章では、①社会の全構成員に対する「絶対的権限」<sup>(9)</sup>一般意思に導かれた主権と、②個々の構成員の生命や自由とが一見矛盾するかたちで説かれている。したがつて、①②のいずれに力点を置くかによつて解釈が異つてくるのはさほど不思議なことではない。そこで、右にあげた第六章と第八章の二節に眼をむけてみよう。確かに、そこにおける「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして、全面的に譲渡する」とか、「自然的自由」を失うといった表現は、第二編第四章の①の論点との関連からしても、反個人主義者・反自由主義者としてのルソーを駁斥させる。しかし、ルソーは別の箇所で、「自分の自由の放棄、

それは人間たる資格……を放棄することである<sup>(1)</sup>とも述べているのである。それは第二編第四章の②の論点に結びつくものである。したがつて、検討すべき問題は、社会契約における「全面的譲渡」が文字どおりの「個人の自由」の放棄と「全能の国家権力」の出現を要請するものであろうかという点である。

結論を先にいえば、決してそうではない。社会契約によつて失われる「自然的自由」と「無制限の権利」については、ルソーが「自然的自由」を「個々人の力以外に制限をもたぬ自然的自由」と説明していることに注目しなければならない。つまり、この「自然的自由」と「無制限の権利」は同一の意味で用いられてゐるのである。換言すれば、社会契約によつて失われる「自然的自由」と「無制限の権利」とは「單なる欲望の衝動」(impulsion du seul appetit)にほかならない。ルソーが『人間不平等起源論』で説いていたる欲望が欲望を生むといった所有欲やそれを充足するための無制限な実力行使を想起すればよい。これらを放棄することによつて、人ははじめて市民社会の構成員となるのであり、そこに「市民的自由」と「所有権」が生ずるところである。それは、「各人が自然状態におけるような実力による支配を断念して、人民主権を前提とする法による支配に服すこと」を意味する。

なお、右のこととの関係で見落してならないのは、ルソーが社会契約によつて各人が失うものと手にいれるものを論じたあと、その手にいれるもの内に「道徳的自由」(liberté morale)を加えてもよいとのべている点である。<sup>(2)</sup>ルソーの『社会契約論』のテーマは、個人の自由と國家権力の一律背反を止揚しつる政治・法原理の探求

およびそれにともづく政治制度の構想にある。しかも、ルソーのルソーたるゆえんは、さらにそれらの根底に据えられねばならないものを見抜いている点にある。ルソーが説くところの、人民の一般意思を前提とした人民主権原理にもとづく政治社会は、その構成員の不断の自己省察・自己規律を伴うことによつてしかその生命を保ちえない。それゆえ、人民主権原理にもとづく政治社会の構想は、その構成員の道徳的な自己立法の原理＝自律の原理の探求でもなければならない。ルソーにあつては、その原理の究極的な担保は「徳」(vertu)に求められている。ルソーはそのデヴュー作である『学問芸術論』の結びの部分で、「おお、徳よ……お前の捷を学ぶには、自分自身の中にかえり、情念を静めて自己の良心の声に耳をかたむけだけでは十分ではないのか。」<sup>(3)</sup>にこそ眞の哲学がある」と述べているが、この一節はルソーの社会契約論や一般意思論を考える場合にも看過すべきではない。

たしかに、『社会契約論』においては、「ヴエルチュ」の問題はそれ自体としては説かれていない。しかし、政治・法思想の領域で考えた場合、ルソーの説くヴエルチュは、個人と政治社会もしくは個人の自由と国家権力との二律背反的関係がそれによつて止揚されるべき究極的な価値原理＝政治道德原理として据えられているといえよう。換言すれば、社会的存在としての人間の個人性と社会性とを一体不可分なかたちで確保しうる価値原理である。ルソーにとつて「一般意願」(volonté générale)は個人の利益のみを求める「特殊意願」(volonté particulière)でもなければ、その総和としての「全体意願」(volonté de tous)でもない。それは、種々対立する個人的利

益を反映した「特殊意思」が「ヴェルチュ」を介して止撃された指導的意思にほかならない。この意味において、ルソーの「ヴェルチュ」は、「特殊意思」を「一般意思」へと昇華させる究極的な政治道徳的資質を要請する価値原理としての機能を期待されているのである。

このように考えれば、ルソーが『社会契約論』において考究しているのは、「ロックのような個人の権利と権力の必要性との調和ではなく、人間的連帯の名における個人と政府との融和<sup>(1)</sup>」であり、「一般意思は社会によって腐敗させられた人間の意思に対し道徳的価値を与える、人間を市民にかえる」ものであるという、その主旨におけるブリモの指摘はルソーの政治・法思想の本質をついているといえよう。

以上のことから、ルソーの社会契約論や一般意思論をもつて全体主義的・絶対主義的理論であるとするウォーンやデュギーの見解、逆に個人主義的・自由主義的理論であるとする見解は、いずれも一面的な見方だといわざるをえない。すでに考察したように、ルソーの社会契約論や一般意思論は、彼の「ヴェルチュ」の観点を根底に据えて解釈しないかぎり、一面的な理解に終始し、その全体像を捉えきることはできないであろう。この意味において、ドゥラテやブリモの考察は、ルソー理論の全体構造の総合的解明であるといえよう。

九三年憲法が、このような「ヴェルチュ」の観点を充分なかたちで継承しているか否かについては後述する。

(二) 九一年憲法と九三年憲法

ドゥサンシエールは、人民主権原理にもとづく普通選挙制をはじめとした人民の直接的な政治参加の諸制度に着目して、九三年憲法を民主主義的・反自由主義的憲法であると考える。逆に、そのような諸制度を欠く九一年憲法は、彼にとつては自由主義的・反民主主義的憲法であり、両者は異質の憲法原理にもとづくものとして捉えられている。

ところが、ブリモは、九三年憲法を民主主義的憲法であるとする点ではドゥサンシエールと共に通するが、九一年憲法と九三年憲法との間には憲法原理をめぐる本質的な相違はないと考える。つまり、九三年憲法も九一年憲法の自由主義的原理の延長線上に位置づけられるというのである。その論点は多岐にわたるが、ここでは三点に限定して挙げてみよう。第一に、九三年憲法はルソーの一般意思論を繼承しているが、その一般意思論においても少数者の権利の尊重という自由主義的原理が充分に読みとれるということ。第二に、九三年憲法の人権宣言には社会的諸権利がみられるとしても、それは同憲法が社会主義的であることを意味するものではなく、「一七九三年の人権宣言は、一七八九年の個人主義の否定である」というよりもむしろ一七八九年の諸原理の拡大である<sup>(2)</sup>ということ。第三に、九三年憲法の社会主義的傾向の論拠として、所有権の制限を強調したロベスピエールの人権宣言草案がよく援用されるが、それはあくまでも彼の「巧妙な政治的術策」としての「左翼主義」によるものであって、九三年憲法の人権宣言に反映されていないだけでなく、公

安委員会は労働者の団結に対しブルジョワ的諸法律を適用し、罷業を抑圧し、土地均分政策を放棄しているということ。

この三つの論点のうち、第一点についてはすでに検討したようにブリモの考えを肯定的に捉えざるをえない。しかし、そうだとしても、そのことから九年憲法が一年憲法の延長線上に位置するものであると断定しうるであろうか。そこで、ここでは右の第二点、第三点を考察しつつ、この問題を検討してみよう。まず、九年憲法の人権宣言における社会権規定について考えてみる。同宣言第二一条は、「公の救済は、神聖な負債である。社会は、不幸な市民に労働を得させ、あるいは労働することができない人びとに生活手段を確保することによって、その生存に対する義務を負う」と規定し、第二二条は、「教育は、万人の要求である。社会は、全力をあげて、公共の理性の進歩を助け、かつすべての市民が教育を受けるようにしなければならない」と規定する。このような社会権規定は、八九年人権宣言には一切みられない。この点につき、ブリモは次のように述べている。「一七九三年の人権宣言の起草者たちは、これらの諸権利の尊重を立法者たちに強力に想起させたのである。なぜなら、一七九三年には、これらの諸権利は、フランス革命史においては新たなものと思われたからである。」「何よりも、同宣言は、個人に対する権利の尊重を立法者たちに想起させたのである。なぜなら、九三年宣言は八九年宣言の原理の拡大であり、延長線上に位置するものと捉えることは無理がある。確かに、八九年宣言に大きな影響を与えたと思われるシェイエスの人権宣言草案第二条には、「自らしていくつかの社会権の尊重を保障することを國家の義務として確認する。すなわち、教育を受ける権利、労働権、救済を受ける権利（第二一条および第二二二条）がそれであるが、しかし、そのことは、同宣言が社会主義的であることを意味しない。同宣言は、ただ、一七八九年の人権宣言の諸欠陥を補充したのである。」

ブリモが書くように、九三年人権宣言における社会権規定は、同宣言が社会主義的であることを意味するものではない。そのことは、九年憲法と九年憲法の異質性を説くドゥサンシエールも次のようにて認めるところである。「一七九三年憲法は、社会主義的なもしくは社会化の傾向をもつた(socialiste ou socialisante)ものであるといえるだろうか。実をいいて、同憲法は社会主義を非難してもいなければ称赞してもいい。なぜなら……所有権に関する宣言の諸条文を社会主義的なものであると考えることはできないからである。公の救済、生存権、そして遇然的ではあるが労働権に関する諸条文も、同宣言第二条の列举において平等が第一項目に示されているという事実も、決して社会主義的なものであると考へることはできない。」

しかし、九三年の人権宣言の社会権規定が社会主義的なものでないからといって、そのことは八九年の人権宣言と九三年の人権宣言の同質性を意味するものではない。何よりも、八九年宣言には社会権規定は一切みられないものである。したがって、ブリモのようになにかからといて、そのことは八九年の人権宣言と九三年の人権宣言の同質性を意味するものではない。確かに、八九年宣言には社会の欲求を充足するに無力であるようすべての市民は、その同胞の援助を受ける権利(droit aux secours de ses concitoyens)を有する」と規定されていることからもわかるように、八九年当時そのような考え方が存在していたことは否めない。八九年宣言には社会権規定が一切みられないにもかかわらず、九三年宣言の社会権規定は八九

年宣言の欠陥を補充したものであるとブリモが述べているのは、あるいはこのことを踏まえてのことかもしれない。

しかし、右のシェイエスのいう「同胞の援助を受ける権利」というのはあくまでも「慈惠的救済」の次元にとどまるものであつて、現代の憲法学でいうところの社会権とは異質のものである。もちろん、ブリモもこの点を看過しているわけではない。「実をいつて、一七八九年の精神と一七九三年の精神の間には、一つの方法の違いがある。一七九三年の人々にとって、社会権は国家の実定的義務(une obligation positive)を構成するものであるが、一七八九年の人々にとっては、それは単純な義務(un simple devoir)である」と指摘しているからである。しかし、人権思想史や人権宣言史を考えてみた場合、右の違いは單なる「方法の違い」として片付けることのできない決定的な意味を有するものである。そのことは、八九年一九年の政治体制がいかなるものであつたかを考えることによつて明らかとなる。

八九年一九一の体制は、執行権の首長としての国王の存在を大前提としている点で九三年憲法とは異質のものであるだけでなく、市民を「能動的市民」(citoyen actif)と「受動的市民」(citoyen passif)に差別し、後者を政治の舞台から排除していくこと、「法律は一般意思の表明である」と謂いながら、その実「代表者」の意思を国民の意思に置換することによって、憲法改正や法律制定に関する人民の直接的関与を否定していること等を考えてみた場合、同体制は、「持てる階級」(第三身分のうちの上層ブルジョワジー)の政治的・経済的欲求の実現をめざすものでしかなかつたといわざるをえない。こ

のようないくつかの体制との比較において、すでにみてきた九三年憲法の普通選挙制をはじめとする人民主権原理にもとづく諸制度と関連づけて九三年人権宣言を考えてみた場合、そこにおける社会権規定の存在は八九年宣言と九三年宣言の相違を示して余りあるといえよう。

しかし、九三年宣言における社会権規定は八九年宣言との相違を示すものであるとしても、それがより実質的なものとなるための充分な配慮を伴つてゐるとは必ずしも言えない。一八世紀フランスの人権思想の中核をなす観念は自由・平等・所有権であると考えられるが、この三者の関係をどのように捉えるかによって、人権思想の二つの潮流を区別することができる。すなわち、自由と所有権を強調することによつて平等の観念を相対的に後退させる潮流と、逆に、所有権の制限を説くことによつて自由・平等理念の統一的実現を志向する潮流である。社会権が出てくるのはこの後者の潮流からである。ここでは詳しい論証をさし控えねばならないが、ケネーに代表されるフイジオクラート、その影響を多分に受けていると考えられるシェイエス、それらの人権思想を継承した八九年人権宣言は前者の潮流に属し、ルソー、ロベスピエール、九三年人権宣言を流れる人権思想は後者の潮流に属するものであると一応考えることができる。

ところが、後者の潮流に関して、ルソーとロベスピエールのつながりについては問題がないとしても、ロベスピエールと九三年人権宣言および憲法との関係については、慎重な配慮を要する。なぜなら、ロベスピエールは自らの人権宣言草案において所有権の制限を強く主張しているにもかかわらず、それが九三年宣言には反映され

ることなく、同宣言第一七条では、「所有権は、その財産、その収入、その労働と産業の成果を、思いのままに享受しかつ処分するところの全ての市民に属する権利である」と規定されるにとどまっているからである。この規定は、八九年宣言第一七条の「所有権は、侵すことのできない神聖な権利である」という規定と実質的に異ならない。したがって、九三年宣言に社会権規定がみられるとしても、その前提としての所有権の制限が規定されていないことから、ルソー、ロベスピエール、九三年憲法を一貫した人権思想の潮流に属するものと考えることはできない。

この問題は、ブリモが指摘したところの、九三年憲法の制定過程におけるロベスピエールの「巧妙な術策」としての「左翼主義」にかかわる問題である。またそれは、九三年憲法を民主主義的・反自由主義的であるとするドゥサンシェールの評価と、九三年憲法を九年憲法の延長線上に位置づけようとするブリモの評価にかかわる問題でもある。次にこの点について考えてみよう。

### (三) ロベスピエールと九三年憲法

先にみた一八世紀フランス人権思想の二つの潮流のうち、ルソー、ロベスピエールの潮流の特徴は、所有権の制限を前提とした自由・平等理念の統一的実現を志向している点にある。ロベスピエールは、一七九三年四月二十四日に、国民公会において人権宣言草案を朗説しているが、まず第一に注目されるのは、それが平等理念実現のための生存権中心の人権体系をなしていることである。それは次の諸規定にうかがえる。「すべての政治社会の目的は、人間の自然的で時効

にかかるない権利の維持および全ての人びとの才能の發揮にある。」(第一条)「主要な人権とは、人間の生存の維持に備える権利と自由である。」(第二条)「これらの権利は……肉体的および精神的な能力の差異がいかなるものであろうとも、すべての人間に平等に属する。」(第三条)「社会は、その全構成員の生存に対し、彼らに仕事を保障することにより、あるいは労働不能の状態にある者に対する生存の手段を確保することによって、その生存に備える義務を負う。」(第二条)

にのべてゐるからである。「私は、所有権に関する諸君の理論を完璧なものにするのに必要な諸条文を、まず諸君に提案するものである。

この所有権という語は、誰も傷つけないというのか。金だけしか尊敬しない卑しい心の持主たちよ！……財産の極端な不均衡が多くの悪徳と多くの犯罪の原因であることを世の人々に教えるためには、おそらく革命は必要でなかつたであろう。……諸君の権利宣言は……自由をば人間の第一の財産、人間が自然から得る最も神聖な権利と規定しながら、諸君は正当にも、自由はその限界として他人の権利をもつと述べた。なぜ諸君は、この原則を、一つの社会制度である所有権に適用しなかつたのか。……諸君は、所有権の行使に対して最も大きな自由を保障するために多くの規定を置いた。……まるで諸君の宣言は、人間のためにではなく、金持ちのために、買占人のために、相場師のために作られたかのようである。」

こうして提案されたロベスピエールの人権宣言草案においては、次のような規定が提示されている。「所有権は、他人の権利を尊重する義務によつて制限される。」（第八条）他人の「安全、自由、生存ならびに……同胞の所有権を侵すことはできない。」（第九条）この原則に反する全ての取引きは、「本質的に違法かつ不道徳」である。（第一〇条）「生活必需品を欠く者に対する不可欠の救済は、余剰物を有している者の負債である。この負債が支払われるべき方法は、法律によつて定められる。」（第一一条）このように、ロベスピエールの草案においては、所有権を認めつつもそれを厳しく制限することによつて、つまり経済的強者の所有権およびそれにもとづく野放しの経済活動の自由を制限することによつて、経済的弱者の生存権を確保す

る」とが構想されているのである。

なお、ロベスピエールのこのような構想は、「食糧について」(Sur les subsistances) という一七九二年一二月二日の彼の演説においても次のように示されている。「社会の第一の目的は何か。それは人間の譲りわたすことのできない諸権利を保護することにある。これらの権利の第一のものは何か。それは生存の権利である。第一の社会法 (La première loi sociale) は、それゆえ社会の全構成員に生存の手段を保障する法である。他のすべての法は、この法に服する。所有権はこの法を強固にするためにしか設定されなかつたし、もしくは保障されなかつたのである。人々が所有権を有するのは、何よりも生さんがあつたのである。」

さて、ここで問題は、右のようなロベスピエールによる所有権制限の構想が九三人権宣言の中に継承されていないことから、ロベスピエールと九三人権宣言の関係をどのように考えるかという点である。ドゥサンシェールもブリモも、九三人権宣言における社会権規定が社会主義的なものではないと考える点では共通している。しかし、ドゥサンシェールは、ルソー、ロベスピエール、九三人権法を貫した思想潮流に属するものと考へるため、右の問題についての考察を欠いている。それに対し、ブリモは、すでにみたように、ロベスピエールの草案における所有権制限構想を「政治的術策」にとづく「左翼主義」の産物にすぎないとする。ドゥサンシェールの見方に立てば、ロベスピエールの草案と九三人権宣言とのズレは説明されない。また、「一七九三年憲法のイデオロギー的基礎は、ルソーと社会契約論の内にしか見出すことはできない」のであり、

ロベスピエールの所有権制限構想は「政治的術策」にすぎないとするブリモの見解に立てば、ロベスピエールの草案と九三年人権宣言の相違は一応は説明されるとしても、逆に、ルソーとロベスピエールの思想の一貫性を捉えきれなくなるおそれがある。

私は、ドゥサンシエールやブリモとちがい、ロベスピエールの人権宣言草案はルソーの思想の帰結であり、九三年の人権宣言および憲法はルソー、ロベスピエールの思想潮流を逸脱するものであると考える。そのことは、九三年人権宣言がロベスピエールの所有権制限構想を継承していないということに示されているだけではない。

およそ、九三年憲法には、ルソー、ロベスピエールの憲法思想を貫いている「ヴエルチュ」の観点が稀薄である。今そのことを、ロベスピエールの代表制論の根底に据えられているもの、およびそれを具体化した人権宣言草案における政府変更権、命令的委任(mandat impératif)制度および公務員罷免制度への展望に関連づけて考えてみよう。

ロベスピエールは、一七九三年五月一〇日の「代表制について」(Sur le gouvernement représentatif)という演説において次のように述べている。「人民は善良である。その代表者たちは腐敗しやすい。政府の悪徳と專制に対する予防策は、人民の徳と人民の主権の中に探らねばならない。」これは、ジャン・ポペラン(Jean Popéran)が言うように、ロベスピエールの「眞のデモクラシーの概念の根底にある」ものである。」のような考え方を反映した彼の人権宣言草案には、次のような規定がみられる。「人民は主権者である。政府は人民の作品、人民の所有物であり、公務員は人民の使用人である。」(第

一五条)この規定は、次のよつた政府変更権および命令的委任制度と不可分に結びついている。「人民は、思いのままにその政府を変更し、自らの代表者たちの委任を解くことができる。」(第一六条)「人民は善良であり、役人(magistrat)は腐敗しやすいものだと仮定しないあらゆる制度は、悪しき制度である。」(第一九条)さらに、先の「代表制について」という演説の中では、「人民によって指名された全ての公務員は、規定されるであろう手続にしたがって、人民によって罷免されうる<sup>(3)</sup>として、人民の公務員罷免権が提起されており、しかもそれが時効にからぬ人民の権利として位置づけられている。

ところが、このようなロベスピエールの構想は、九三年の人権宣言には継承されていない。確かに、九三年憲法は、人民主権原理にもとづく普通選挙制を採用している。しかし、普通選挙制は、命令的委任制度もしくは公務員罷免制度と接合されたときにはじめて厳格な意味での人民主権原理を実現しうるものである。その意味では、九三年憲法の人民主権原理はロベスピエールの提起した命令的委任制度や公務員罷免制度の否定の上に成立しているといわざるをえない。つまり、九三年憲法は、一方で普通選挙制度や法律制定に際しての人民投票、憲法改正に関する人民発案を通じて、人民の政治参加への道をひらいてはいるが、他方で命令的委任制度もしくは公務員罷免制度を否定することにより、人民の実質的な政治参加を実現していないのである。

ルソーのヴエルチュの観念を継承したロベスピエールの人民主権論およびそれに基礎づけられた統治機構論、人権論は、九三年憲法に継承されているとは言いたい。その背景には、一七九三年五月

スハーログメント一派 | やがては | 国民の憲法 ( 稲 勝次 )

110

111 | 且つ長岡 | 且つ故郷に移り、ハシロノアラニテ「政治」だやハタリヤ  
ル主流派のハヤコバノ派 (ログムヒール派) をおくる政治力学が  
作用して、「國民の憲法」が、やがてはこの憲法は本権の問題を  
超えつつあるやうだ。

註

- ① A. Decencière-Ferrandière, *op. cit.*, p. 54.
- ② *ibid.*, pp. 54—55.
- ③ *ibid.*, p. 55.
- ④ C. E. Vaughan, *The political writings of J. J. Rousseau*, 2vols. 1915,  
Introduction, p. 58.
- ⑤ 'L. Duguit, Jean-Jacques Rousseau, Kant et Hegel, *Revue du droit public  
et de la science politique en France et à l'étranger*', 1918, p. 178.
- ⑥ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3<sup>e</sup>éd., Paris, 1927, t. 1, p. 202.
- ⑦ R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*,  
2<sup>e</sup>éd., Paris, 1974, p. 348. 説言は『スハーログメントの憲法』( 12  
カ ) 111 | 112。
- ⑧ A. Brimo, *op. cit.*, p. 41.
- ⑨ A. Brimo, *Les grands courants de la philosophie du droit et de l'état*, 3<sup>e</sup>  
éd., Paris, 1978, p. 127.
- ⑩ J.-J. Rousseau, *Oeuvres complètes*, t. III, p. 360. 烏賊・前川訳 ( 即波文三 )  
110 | 111 | 112。
- ⑪ *ibid.*, p. 364. 諸川長貞。
- ⑫ *ibid.*, p. 356. 諸川長貞。
- ⑬ *ibid.*, p. 365. 諸川長貞。
- ⑭ 「新字体ハベス」『新字体学説』諸川訳 | 111 | 112。
- ⑮ J.-J. Rousseau, *op. cit.*, p. 355. 諸川長貞。
- ⑯ *ibid.*, p. 30. 前川訳大庭『新字体学説』( 即波文三 ) 田因貞。

理を掲げているにもかかわらず、「受動的市民」を政治の舞台から完全にしめ出し、しかも社会権原理を示していないのに対し、一七九年の人権宣言および憲法は「人民主権」原理にもとづいて普通選挙制、法律案に対する「人民投票」や憲法改正に関する「人民発案」の制度をうちたて、さらに社会権原理を提示している点で、両憲法の間には明確な相違があることは否定できない。したがって、「国民」(nation)と「人民」(peuple)の概念は当時においても今日においてさえも必ずしも厳密に区別されて使われてはいないけれども、九一年憲法は「国民主権」(la souveraineté nationale)原理に立ち、九三年憲法は「人民主権」(la souveraineté populaire)原理に立つ憲法として区別されるであろう。

しかし、両憲法とも、所有権の絶対性・不可侵性の原則に立つている点でブルジョワ憲法の範疇に属するものであることは否定できない。

それゆえ、九三年憲法が九一年憲法とは異質の憲法だとするデュサンシェールの評価と、両憲法の間には本質的な相違はなく、九三年憲法は九一年憲法の延長線上に位置するものだと考えるブリモの評価は、必ずしも共通の土俵の上で展開されているとはいえない。実をいって、自由主義的憲法であるか否かをめぐって両憲法の原理的相違の有無を説くのは、必ずしも生産的な議論であるとはいえない。両憲法がともに所有権の絶対性・不可侵性の原則にもとづいたブルジョワ憲法である点を踏まえた上で、両者の間には「国民主権」原理と「人民主権」原理という基本的な統治原理の相違があることをまず確認しなければならない。九一年憲法が統治機構の構想にお

いて直接政の要素を排除するだけでなく、人権構想においても社会権原理を否定するのに對し、九三年憲法は直接政の要素と社会権原理を、充分とまではいえないにしろ、採用しているという相違は、両憲法の基本的な統治原理の相違＝両憲法の制定を底辺で支えていた勢力のブルジョワ・イデオロギーの相違に基づくものである。このように考えれば、両憲法原理の共通性と異質性をめぐる議論は、いくらかなりとも整理されるであろう。

そこで、フランス革命期の諸憲法および憲法構想を、あえてルソーの憲法思想を底辺に据えて、それが繼承されている度合の弱いものから強いものへと配置するとすれば、八九年人権宣言および九一年憲法——ジロンド憲法（本稿ではふれなかつた）——九三年人権宣言および憲法（モンタニヤール憲法）——ロベスピエールの憲法構想、という配置になるというのが本稿の見解である。

一七九三年六月二四日の憲法（モンタニヤール憲法）は、五月三一日～六月二日の政変によってジロンド派を追放したジャコバン派の指導のもとで作成されたことから、「ジャコバン憲法」とも呼ばれることは周知のとおりである。また、ロベスピエールを中心とするジャコバン派が、その憲法思想においてルソーを繼承するものであることも否定できない。しかし、それらのことは、九三年憲法が、ルソーにはじまりロベスピエールに繼承されている憲法思想をストレートに反映しているということの証明にはならない。本稿は、九三年憲法に対するドゥサンシェールとブリモの評価を素材として、主として憲法思想史の観点から、ルソー、ロベスピエールを流れている憲法思想の一貫性を捉えつつ、それが同憲法にストレート

ルソー、ロベスピエールと一七九三年六月二四日の憲法（畠 安次）

に継承されてはいないことを考察した。

しかし、憲法制定作業は、その国歴史的、政治的、經濟的、社会的条件等によつて制約された難事業である。したがつて、フランス憲法史上における一七九三年憲法の評価もまた、それらの諸条件の総合的考察を踏まえることによつてしか可能とはならない。そのような総合的考察は、本稿の力量をはるかに超えるものである。それゆえ、本稿に残された課題は、これまでの憲法思想史的考察に実証的根拠を与えるべく、同憲法制定過程におけるジャコバン・クラブおよび国民公会での議論を分析することである。